

産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月 27日

鳥取県知事 殿

提出者

住 所 岡山県岡山市北区内山下1-1-13

氏 名 株式会社 大本組

安全環境品質部長 鹿児島 小次郎

電話番号 086-227-5164

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 大本組 岡山支店
事業場の所在地	岡山市北区内山下1-1-13
計画期間	平成26年 4月 1日 ~ 平成27年 3月31日(1年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業 ・一般土木建築工事業【0611】
②事業の規模	建設工事元請完成工事高 H25年度 462百万円 元請工事件数 3 件
③従業員数	全社 771名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 処理工程フロー

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（H25年度）実績】 別紙のとおり

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

(これまでに実施した取組)  
別紙のとおり

②計画

【目標】 別紙のとおり

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)  
別紙のとおり

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
別紙のとおり

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
別紙のとおり

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（H25年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（H25年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（H25年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（H25年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別添)品目別産業廃棄物処理実績表  
【前年度 実績】

単位：t

鳥取県	産業廃棄物 発生量の目 標	①産業廃棄 物発生量	②自己直接 再生利用量	③自己直接 埋立処分又は 海洋投 入量	④自己中間 処理量	⑤④のうち 熱回収を 行った量	⑥自己中間 処理残さ量	⑦自ら中間 処理により 減量した量	⑧自ら中間 処理後の再 生利用量	⑨自ら中間 処理後埋立 処分又は海 洋投入量	⑩直接委託 した処分及 び自ら処理 後の委託 処分量	⑪⑩のうち 優良認定 処理業者へ の処分量	⑫⑩のうち 熱回収認 定業者への 処理委託量	⑬⑩のうち 熱回収を 行つ業者へ の委託量
	ガラス及び陶磁器 くず	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.5	0.4	0.0	0.0
	金属くず	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	1.8	1.7	0.0
	廃プラスチック類	28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.4	2.6	3.1	0.0
	コンクリートがら	504	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,214.0	10.5	1,214.0	0.0
	がれ き類	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	295.2	0.0	295.2	0.0
	7ス・コンがら	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0
	ゴムくず	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設汚泥	1,702	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	木くず	33	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	53.8	2.0	33.0	0.0
	紙くず	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	1.1	1.7	0.0
	繊維くず	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃油	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃石膏ボード	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.9	2.6	2.3	0.0
	混合廃棄物(安定 型)	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	0.0	0.0
	混合廃棄物(管理 型)	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	3.5	0.0	0.0
	合 計	2,282	0	0	0	0	0	0	0	0	1,641.7	26.0	1,550.9	0.0

(別添) 品目別産業廃棄物処理計画表

単位: t

鳥取県	前年度の産業廃棄物発生量	①産業廃棄物発生量(排出抑制)	②自ら直接再生利用量	③自ら最終処分(直接処分又は海洋投入量)	④自ら中間処理した量	⑤④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理後の残さ量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理後の再生利用量	⑨自ら中間処理後又は海洋投入量	⑩直接委託した処分後処理委託量	⑪⑩のうち優良認定業者への処理委託量	⑫⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑬⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量
ガラス及び陶磁器くず	31	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0
金属くず	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0
廃プラスチック類	28	27	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	3	0	0
コンクリートがら	1,214	1,153	0	0	0	0	0	0	0	0	1,153	10	1,153	0	0
がれき類	295	280	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0	280	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	54	51	0	0	0	0	0	0	0	0	51	2	31	0	0
紙くず	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃石膏ボード	9	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	2	0	0
混合廃棄物(安定型)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
混合廃棄物(管理型)	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0
合計	1,642	1,560	0	0	0	0	0	0	0	0	1,560	25	1,473	0	0



# 産業廃棄物 及び 特別産業廃棄物 処理計画

## I 当該事業場の事業概要 (規則第八条の四の四第一号関係)

製造等 事業 概要	発注者の要求に従った工作物の構築または建築物の新築・改修、及び解体工事を行なう。			
	産業廃棄物は自社処理施設、処分場が無いため、全て産業廃棄物許可業者に委託する。			
	主な廃棄物は、コンクリートがら、アス・コンがら、建設汚泥、木くず、金属くずである。			
事業 展望	公共事業及び民間設備投資の減少により建設業の事業拡大は望めない。従って廃棄物の発生量			
	は、前年量をほぼ目標とする。			
資本金	5,296 百万円	従業員数	全社 771 名	
ISOの取得状況	9001 : 1998.02.26    14001 ; 2000.04.14    取得済			
連絡先	部署 安全環境品質部 環境品質課長		TEL;086-227-5164	FAX;086-227-5172

## II 処理計画の策定事項

### 1 計画期間

平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 ( 1 年間)
--

### 2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

産業廃棄物の処理に関する管理組織	図-1		
産業廃棄物に関する管理規程	「建設副産物等対策基準」		
廃棄物処理責任者	統括責任者：環境管理責任者兼安全環境品質部長	その他、管理体制に関する内容	
特別管理産業廃棄物管理責任者	排出事業場（工事現場）：産業廃棄物管理責任者		

### 3 産業廃棄物の排出抑制に関する事項

排出抑制の 現状	「建設副産物等対策基準」に従って、各作業所で計画を立案し、作業所の自主点検（1回/月）又は、管理部門のパトロールでその状況をチェックしている。
排出抑制の 目標設定と 具体的取組	<p>(目標) 廃棄物発生抑制に関する計画の立案</p> <p>(具体的取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資材搬入業者と打合せを行い、過剰包装を禁止し、ロス・ムダのない搬入計画を立案する。</li> <li>2. 施工手順の作成により、廃棄物の発生を抑制する。</li> <li>3. 工場加工の機会を増やし、現場では組立てるだけにする。</li> </ol>

<p>排出抑制に関する中長期的な課題</p>	<p>設計時において、廃棄物の発生を抑制した設計を行う。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
------------------------	---

#### 4 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>分別の現状</p>	<p>当社では、コンクリートがら、アス・コンがら、木くずは、必ず分別している。さらに再資源化可能な品目、分別することで最終処分率を低減できる品目を分別している。</p> <p>(ただし、木くずは、50km以内に再資源化施設がないなど、再資源化が困難な場合には、適正な施設での焼却などの縮減を行っている。)</p>
--------------	--

<p>分別に関する目標設定 具体的取組</p>	<p>(目標) 分別実施による混合廃棄物排出量削減</p> <p>(平成26年度目標 土木部門：1.60t/億円以下、建築部門：3.0kg/m<sup>2</sup>以下)</p> <p>(具体的取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 分別保管場所の明示及び分別の教育を実施する。</li> <li>2. 狭隘な場所での廃棄物の分別に、廃棄物収集袋等の利用を工夫する。</li> <li>3. 特管物（廃石綿等）は二重梱包の上、他の廃棄物と区別して収集・保管する。</li> </ol>
<p>中長期的な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狭隘な場所における、分別方法の情報公開、水平展開。</li> <li>・ 混載する収集・運搬業者の使用禁止。</li> </ul>

#### 5 産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>再生利用の現状</p>	<p>循環型社会形成の意識の向上及び発注者の理解もあって、再生材の利用量は年々増加している。</p>
<p>再生利用に関する目標設定 具体的取組</p>	<p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生材利用計画の立案、及び再生材使用を発注者へ提案。</li> <li>・ グリーン購入の推進。</li> </ul> <p>(具体的取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 再生材の利用計画を立案し発注者へ提案することにより、可能な限り再生材を使用する努力を行う。</li> <li>2. 再生材の利用情報を公開し、水平展開する。</li> <li>3. リサイクル率の高い処理業者に処理を委託することにより、再生材の利用促進に寄与する。</li> </ol>

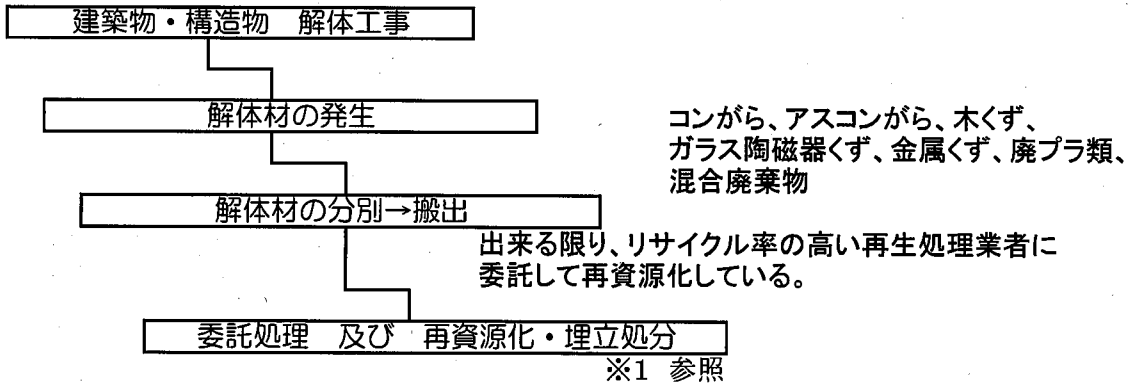
再生利用に 関する中長 期的な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計時において、リサイクル製品の使用を考慮した設計を行う。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入の推進。</li> </ul>
-------------------------	--

**6 産業廃棄物の処理に関する事項（4及び5に関する事項を除く。）**

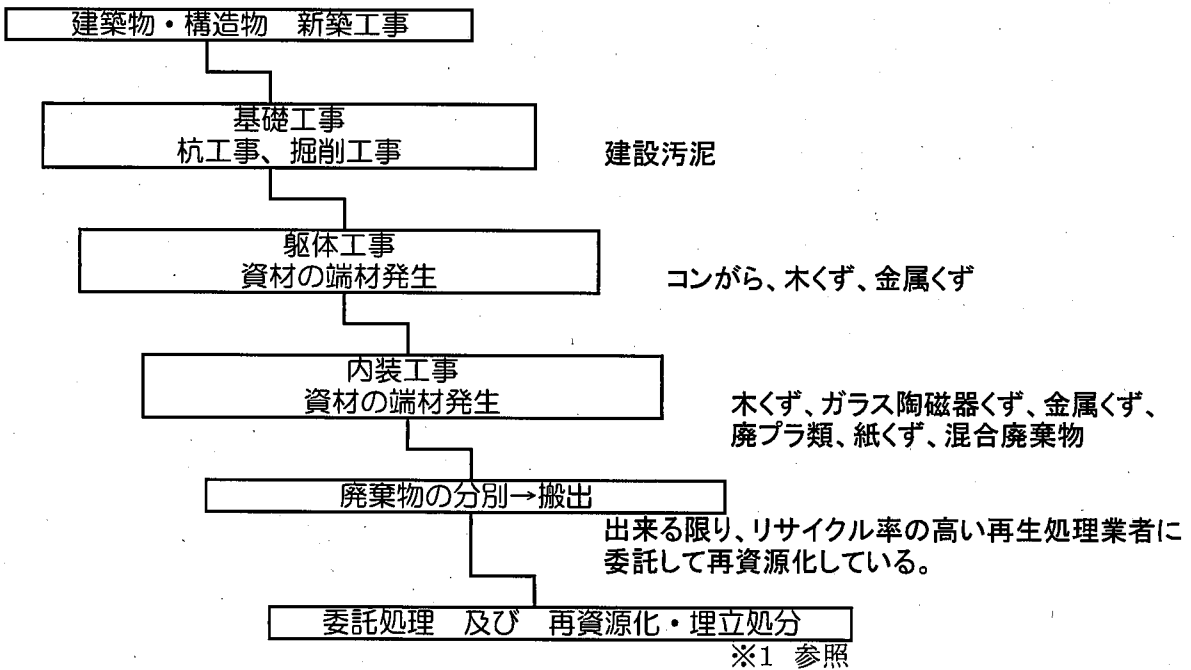
処理の現状	<p>廃棄物の処理を委託に頼らざるを得ない当社は、地域によって廃棄物のリサイクル率に差がある委託業者の選定を慎重に行なっている。また、廃石綿等の特管物は処理計画を策定し、適正に処理している。</p>
処理に関する目標設定 具体的取組	<p>(目標) 分別の徹底により最終処分率を低減する。</p> <hr/> <p>(具体的取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出来る限りリサイクル率の高い処理業者を選定する。</li> <li>2. 分別の徹底により、再生資源化できる廃棄物の利用促進を行う。</li> <li>3. 処理業者情報（リサイクル率等）を公開する。</li> </ol>
中長期的な課題	<p>主な地域において、廃棄物の収集・運搬及び処理業者を選定し、その委託業者と連携することで、廃棄物の適正処理及び最終処分率を下げる。</p>

< 産業廃棄物発生・処理フロー >

I. 解体工事

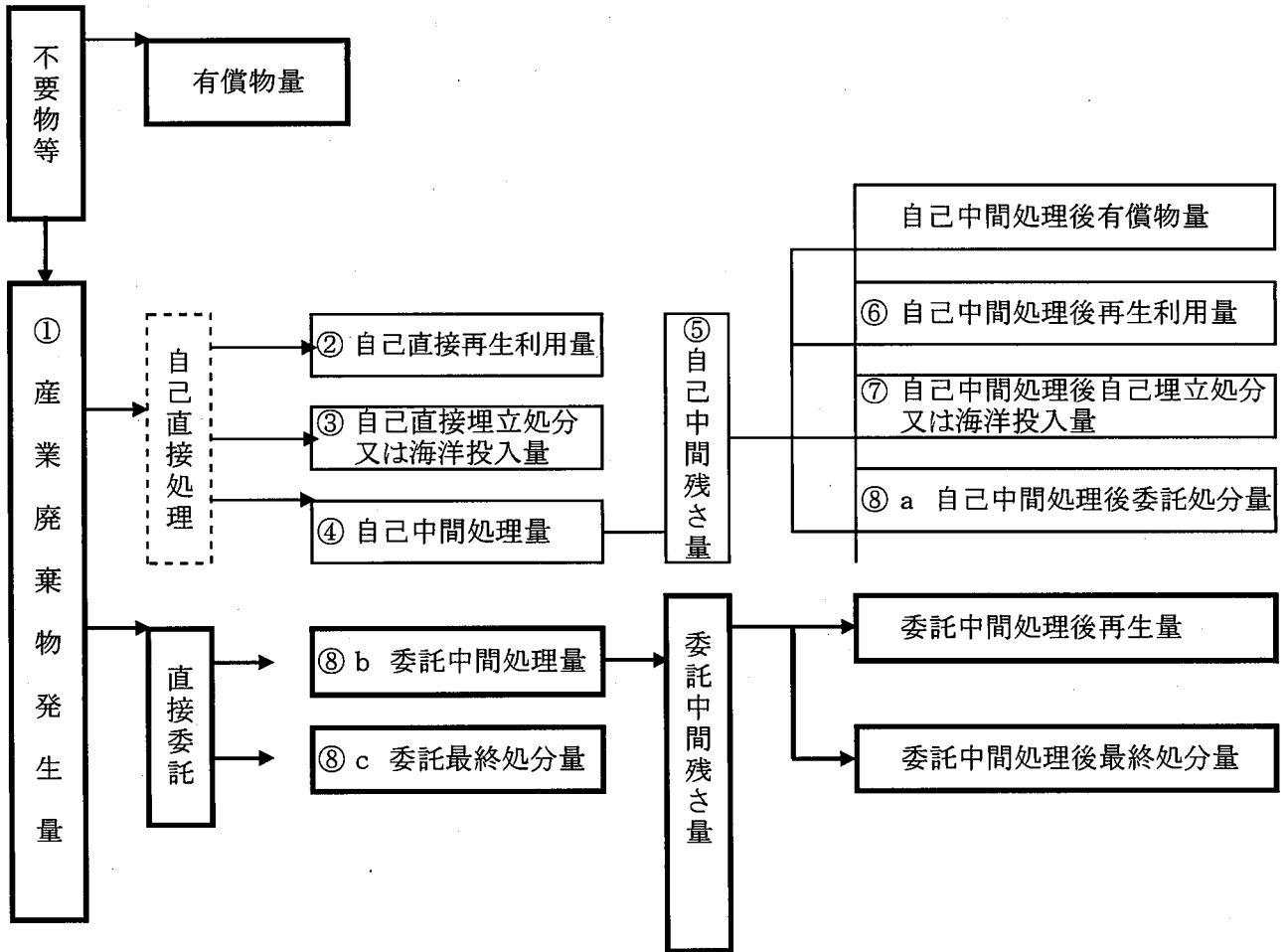


II. 新築工事



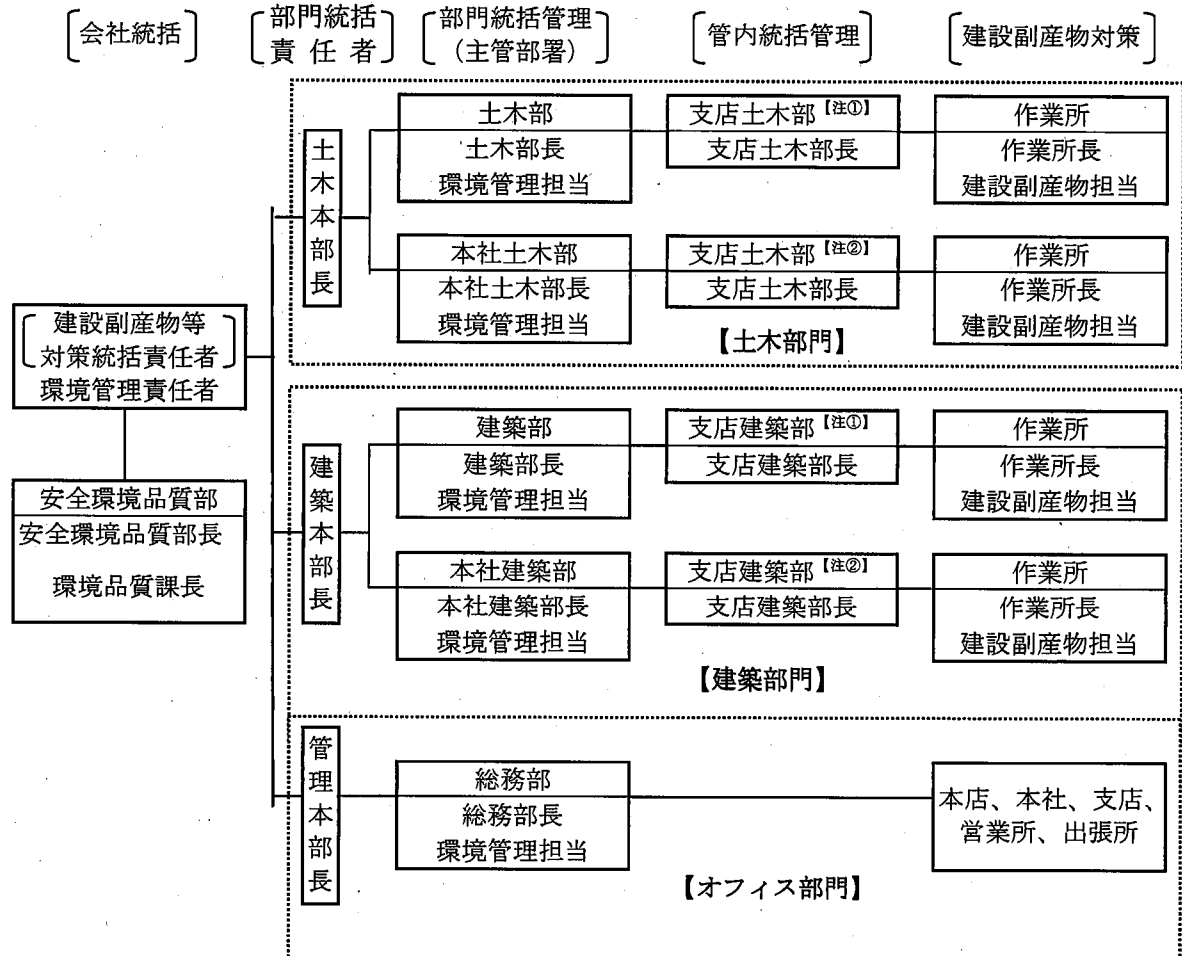
- ※1
- ・建設汚泥 → 天日乾燥・固形化(委託) → 埋め戻し土として再利用
  - 機械乾燥(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
  - ・コンガラ → 破碎(委託) → 再生砕石として再利用
  - ・アスコンガラ → 破碎(委託) → 再生アスファルト原材料として再利用
  - 破碎(委託) → 再生路盤材として再利用
  - ・がれき類その他 → 破碎(委託) → 再生砕石、再生砂として再利用
  - ・木くず → 破碎・焼却(委託) → チップ化・燃料・セメント原料として再利用
  - ・ガラス陶磁器くず → 分別・破碎(委託) → 再生砂、再生砕石、再生骨材として再利用
  - 分別・破碎(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
  - ・廃石膏ボード → 分別・破碎(委託) → 石膏ボード原料として再利用
  - ・金属くず → 破碎(委託) → 鉄鋼原料として再利用
  - ・廃プラ類 → 破碎・圧縮・梱包(委託) → 固形燃料(RPF)、セメント燃料・原料として再利用
  - 破碎・圧縮・梱包(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
  - ・混合廃棄物 → 分別・破碎(委託) → 各品目の原材料として再利用
  - 分別・破碎(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)

< 産業廃棄物処理フロー >



# 建設副産物等対策組織及び体制

## 1 建設副産物等対策組織



〔注〕 ①名古屋、大阪、岡山、広島、四国、九州

②東北、東京、横浜

図-1 建設副産物対策組織図

## 2 役割、責任及び権限

建設副産物等の対策に関する役割、責任及び権限を表-4.1に示すとおりとする。

表-1 建設副産物等対策に関する役割、責任及び権限一覧

組織・責任者 職務	環境管理責任者	安全環境品質部		土木部門					建築部門					オフィス部門								
		安全環境品質部長	環境品質課長	土木本部長	土木部	本社土木部	支店土木部	作業所	建築本部長	建築部	本社建築部	支店建築部	作業所	管理本部長	総務部	各店所						
		安全環境品質部長	環境品質課長	土木部長	環境管理担当	本社土木部長	環境管理担当	支店土木部長	作業所長	建設副産物担当	建築部長	環境管理担当	本社建築部長	環境管理担当	支店建築部長	作業所長	建設副産物担当	総務部長	環境管理担当	部署長	環境管理担当	
関連法規制改正監視		○	◇																			
建設副産物等対策基本方針策定及び手順確立	◎	●	○																			
建設副産物等対策手順教育	対主管部署	◎	◇																			
	対作業所		◆	◎	◇	◎	◇	◇		◎	◇	◎	◇	◇								
	対店所		◆														◎	◇				
建設副産物等対策計画策定	部門	●		◎	○	◇			◎	○	◇					◎	○	◇				
	作業所				◎	●	◎	●	◎	○	◎	●	◎	●	◎	○						
	店所																◎	●	◎	○		
建設副産物等対策実施								●	○						●	○				●	○	
自主チェック、是正改善								◇							◇						●	◇
対策実施管理					○	◇	○	◇	◆		○	◇	○	◇	◆			○	◇			
建設副産物パトロール	計画策定				◎	○	◎	○	◆		◎	○	◎	○	◆							
	実施、指導、是正勧告		◇			◇		◇			◇		◇									
建設副産物関連データ		◎	◇			◇		◇				◇		◇								

記号凡例

- ◎ ; 決定、承認、最高責任
- ; 審議、審査、確認
- ; 起案、計画、実行管理
- ◇ ; 実行
- ◆ ; 実行支援

【注】①建設副産物等対策計画策定は、部門、部署の目的、目標及び行動計画に含まれるものを含む。  
②土木部、本社土木部、建築部及び本社建築部の責任及び権限は、管轄する範囲内のものを示す。

